

堺個審答申第104号
(答申第140号)
令和3年8月6日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会
会長 矢口智春



答 申

令和3年6月23日付け堺子相第1067号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	要保護児童等に関する情報共有システムについて
分類	条例第9条第1項【電子計算機処理の制限—新規事務の事前審議】 条例第9条第3項第2号【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担当課	子ども青少年局 子ども相談所
審議日	令和3年6月23日(第188回) 令和3年7月27日(第189回)

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が令和3年6月23日付で堺市個人情報保護条例9条1項及び同条3項2号に基づき諮問した「要保護児童等に関する情報共有システム」は、転居ケースや居所不明児童の自治体間における情報共有のために必要不可欠であると認めるので、留意事項に従って個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

2 留意事項

本件システムにおいて、既存の子ども相談情報システムと情報連携を行うため記録媒体を使用する際は、情報セキュリティ実施手順その他の規則等を遵守し適切な情報管理を行うこと。